

中東和平に関する閣僚級会合
共同宣言（概要）

1.

- ◆ イスラエル・パレスチナ間の公正、永続的かつ包括的解決の支持を再確認。交渉された二国家解決が永続的な和平達成のための唯一の方途であることを再確認。
- ◆ 継続する暴力行為や入植活動等の現在のネガティブな兆候を止め、意味のある直接交渉を開始するために、イスラエル・パレスチナの双方が二国家解決へのコミットメントを改めて宣言することの重要性を強調。
- ◆ 交渉された二国家解決は、（パレスチナの）独立国家樹立とその主権に関するパレスチナ人の権利、1967年に始まった占領の完全な終結、及びイスラエルの安全保障上の要求を満たすことを含む双方の正当な望みを満たすべきである点を改めて強調。また、最終的地位に関する全ての問題は、国連安全保障理事会決議第242号、同第338号及び関連の決議に基づいて解決されるべき。
- ◆ アラブ・イスラエル間の紛争解決のための包括的な枠組みであるアラブ和平イニシアティブの重要性を強調。
- ◆ 国連安全保障理事会決議第2334号の採択（2016年12月23日）、カルテットによる勧告（2016年7月1日）、及びケリー米務長官が提示した二国家解決に関する原則（2016年12月28日）を含む中東和平推進のための国際的な取組を歓迎。
- ◆ ガザ地区の悲惨な人道状況及び治安状況に対処する重要性を指摘し、かかる状況改善のための迅速な措置を要請。
- ◆ 双方が国際人道法や人権法を含む国際法を遵守することの重要性を強調。

2.

- ◆ 平和条約の結果としてもたらされる双方の安全保障、安定及び繁栄のための潜在性を強調。二国家解決の達成のための必要な取組の実施、及び交渉された平和条約の持続性を保証するための調整に対する実質的な貢献への準備ができていることを表明。とりわけ、政治及び経済インセンティブ、パレスチナ国家の能力強化、市民社会における対話に関するものであり、以下を含む。
 - 欧州特別特権パートナーシップ（SPP）、その他の政治・経済インセンティブ及び民間部門関与の増加、経済協力改善のための取組への関係者による更なる支援、パレスチナ自治政府への継続した財政支援

- 国家機関及びその能力強化を通じた国家樹立の責任を果たすためのパレスチナ人による取組の支援と強化
- 双方間の対話を強化、公の場での議論の再活性化及び市民社会の役割強化のためイスラエル・パレスチナの市民社会フォーラムの実施

3.

- ◆ 双方が二国家解決へのコミットメントを公式に改めて宣言することを要請。
- ◆ 双方に対し、政策や行動を通じて、それぞれ二国家解決への誠実なコミットメントを示し、最終的地位交渉の結果を予断する一方的な措置を控えることを要請。
- ◆ 本宣言の目的を推進するためのカルテットとアラブ連盟諸国間、及び関係者の間の緊密な協力への期待を歓迎。
- ◆ 今次会合のフォローアップとして、関心を有する参加者は、交渉を通じた二国家解決の推進において、双方を支援するために、2017 年末前に再び結集することを決意。
- ◆ フランスは、双方に対し、二国家解決への国際社会の支持及び具体的な貢献に関して通報する。

(了)